

四国地方整備局訓令第 23 号

吉野川学識者会議 吉野川地震津波対策検討会を次に定める。
平成 29 年 1 月 13 日

四国地方整備局長

吉野川地震津波対策検討会規約

(検討会の目的)

第 1 条 本検討会は、吉野川学識者会議運営規約第 6 条に基づき設置された部会である。吉野川下流域の大規模地震・津波対策については、吉野川水系河川整備計画の点検結果（平成 28 年 3 月）を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震等に備えた、地震津波対策の方向性等について、意見を述べるため「吉野川地震津波対策検討会」（以下「検討会」という）に必要な事項を本規約で定める。

(業務)

第 2 条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

1. 地震津波対策の進め方に対する評価手法の検討
2. その他前項に定めるもののほか必要とされる検討

(検討会の組織)

第 3 条

1. 検討会は、吉野川学識者委員のうち、別表一 1 で構成する。
2. 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 検討会は、必要があるとき 1. に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第 4 条 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所内に置く。

- 2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
- 3 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「吉野川学識者会議」に報告する。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 一 会議の秩序を乱した者
- 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

(検討会の開催)

第5条 検討会は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長（以下、事務所長）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成29年1月13日から施行する。

吉野川地震津波対策検討会 委員名簿

【五十音順・敬称略】

氏名	専門分野	所属
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院 教授
中村 昌宏	地域経済	元徳島文理大学 学部長
三神 厚	防災対策（地震）	東海大学 教授
山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院 教授